

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成25年6月21日
<b>【会社名】</b>	株式会社メッツ
<b>【英訳名】</b>	MET'S CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 秋山 賢一
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	専務取締役兼管理本部長 山賀 保仁
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区西新橋三丁目13番7号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所  (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

#### 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である秋山賢一及び財務担当責任者である山賀保仁は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。

当社は、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準」及び「同実施基準」に準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、事業年度末日である平成25年3月31日を基準日として、内部統制の評価を行った。財務報告に係る内部統制の評価に当たり、わが国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」に基づき、全社的な内部統制の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、評価対象となる内部統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、全社的な内部統制の整備及び運用状況、並びにそれらが各業務プロセスに係る内部統制へ及ぼす影響の程度を評価範囲とした。また、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、評価対象となる各業務プロセスを分析したうえで、発生する財務報告リスクを十分に検討し、財務報告の信頼性に影響を及ぼす重要な統制手続を選定し、これについて内部統制が機能しているかを評価した。企業の事業目的に大きく係る勘定科目としては、売上、棚卸資産、借入金である。また、質的及び量的重要性、科目の特質、事業目的、見積等を勘案した勘定科目を個別に追加したものを評価対象とした。

#### 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続を実施した結果、当社は平成25年3月31日現在の当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

#### 4 【付記事項】

該当事項はありません。

#### 5 【特記事項】

該当事項はありません。